

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム成実園 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 南紀白浜福祉会が開設する介護老人福祉施設 成実園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とした介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する機能に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、介護老人福祉施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができようサービス提供に努める。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を主とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム 成実園
- (2) 開設年月日 平成9年5月21日
- (3) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1371-1
- (4) 電話番号 0739-45-2790 FAX 0739-45-2768
- (5) 管理者名 竹中 義則
- (6) 介護保険指定番号 介護老人福祉施設(3072400181号)

(設備の概要)

第5条 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 面談室
- 十 その他（介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室 等）

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- (1) 管理者 1人
施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業員が施設長の職務を代行する。
 - (2) 医師 1人以上
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護師 3人以上
看護師は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護員 2人以上
利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
 - (5) 生活相談員 1人以上
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
 - (7) 介護支援専門員 1人以上
利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - (8) 機能訓練指導員 1人以上
心身の機能の減退を防止するための訓練を行う
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

（入所定員）

第7条 当施設の入所定員は、60人とする。施設は、入所定員及び居室の定員を超えた入所はしないものとします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(介護老人福祉施設のサービス内容)

第9条 施設で行う介護保険施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額から、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用料金については、別に定める利用料金表により、その他の費用についても支払いを受ける。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。

(要介護認定に係る援助)

第12条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとし、

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとし、

(サービス提供困難時の対応)

第13条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適

切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

(入退所)

第 14 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとします。

- 2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めます。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとします。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとします。
- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとします。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ・消灯時間は、午後 9 時とする。
- ・外出・外泊は所定の用紙に記入し、管理者の承認を受けるものとする。
- ・外泊等の施設外での受診については、緊急を要する場合以外、管理者の承認を得るものとする。
- ・火気の取り扱いは、十分注意するとともにたき火・就寝後のたばこはしてはならない。
- ・設備・備品の利用は、無断で形状を変更したり、建物・設備・庭木等を傷つけないこと。
- ・利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 職員は、介護サービスを提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなけ

ればならない。

(非常災害対策)

第 17 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第 20 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を主とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第21条 施設職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

2 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第22条 施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 南紀白浜福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、直接処遇に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務)

第25条 厚生労働省作成のガイドラインに則り個人情報を保護し、職員が職員である期間並びに退職した後も、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導を行うほか、職員が本規定に反した場合は、その損害の賠償を求めるものとする。

(身体拘束等)

第26条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、本人又は他

の利用者の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性、全ての要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録の整備を行い、早期解除に向けて取り組みます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 27 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第 28 条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(苦情対応)

第 29 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(協力医療機関等)

第30条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出ます。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(記録の整備)

第31条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(掲示)

第32条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(その他運営に関する重要事項)

第33条 施設は適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 南紀白浜福祉会の役員会において定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成13年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成14年 1月 1日より施行する。
この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成17年10月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 5月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成21年11月 1日より施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 5月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 1月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成31年 1月 1日より施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 元年12月 1日より施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 3年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 5年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 6月 1日より施行する。